

習志野市週休2日制適用工事試行要領(営繕工事)

令和6年4月1日施行

(目的)

第1条 働き方改革の実現や、職場環境の処遇改善など、建設業の担い手の確保を図る取組として週休2日制を確保する試行工事を実施するために必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条

(1)週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)を実施しているものをいう。

(2)対象期間

現場着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から現場完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間等は含まない。

(3)現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4)現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(5)4週8休以上

対象期間内の現場閉所(現場休息)の日数の割合(以下「現場閉所(現場休息)率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場閉所(現場休息)率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所の日数に含めるものとする。

(6)現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工等を開始する日をいう。

(7)現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了する日をいう。

(試行対象工事)

第3条 適用工事は、習志野市が発注する営繕工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

(1)現場施工が1週間未満の工事

(2) 通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事

【例】 災害復旧工事、小破修繕工事等

(3) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

【例】 供用期間が公表され施工条件の制約が厳しい工事等

施工時間や施工期間に制約があると判断される学校の夏休期間中での工事等

(4) 前各号に掲げるもののほか適切でないと認められる工事

(発注方式)

第4条 発注者指定方式(発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式)とする。

(積算方法)

第5条 積算方法は次のとおりとする。

(1) 発注時

4週8休達成を前提として、別紙1の積算方法により労務費(工事費の積算に用いる複合単価並びに市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正して工事費を積算する。

(2) 週休2日対象期間終了時

現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、別紙1の積算方法による補正分を減額して請負代金額を変更する。

(現場閉所(現場休息)の確認方法)

第6条

1 工事着手前

(1) 監督職員は、現場閉所(現場休息)の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。

(2) 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

(3) 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

2 工事着手後

(1) 受注者は、監督職員による現場閉所(現場休息)の状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所(現場休息)の日を記載し、監督職員に提出する。

(2) 監督職員は、受注者が作成する現場閉所(現場休息)の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所(現場休息)の日数を確認する。(参考様式:別紙2)

(3) 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所(現場休息)の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所(現場休息)の状況を確認する。なお、「実施工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

(4) 受注者は、対象期間終了後速やかに、監督職員による現場閉所(現場休息)の状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所(現場休息)の日を記載し、監督職員に提出する。

なお、工事完成日が工期期限に近く、契約変更等の手続き期間を十分に確保できない場合には、受発注者協議により現場閉所（現場休息）の状況を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所（現場休息）の日を協議により決定し、これに基づき4週8休に満たない場合は、「（積算方法）第5条」により契約変更を行うものとする。

3 その他留意事項

- (1) 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- (2) 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
- (3) 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- (4) 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。
- (5) 適正な工期の確保

新営工事においては、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」、「建築工事適正工期算定プログラム」（（一社）日本建設業連合会）、過去の同種工事の実績及び実施設計委託時に作成した工程表を参考として適正な工期を確保する。

改修工事においては、過去の同種工事の実績を基に、実施設計委託時に作成した工程表を参考として適正な工期を確保する。

- (6) 週休2日制適用工事の契約後、関連事業、関連工事等に起因する特別の事情により当該適用工事の週休2日の達成が困難となった場合は、受発注者協議により適用工事の対象外とすることができるものとする。

（工事成績）

第7条 週休2日制を実施できなかったことによる工事成績評定の減点はない。

（実施の明示）

第8条

- (1) 発注者は、特記仕様書に適用工事である旨を、別紙3のとおり記載すること。
- (2) 受注者は、対象期間中、週休2日制適用工事を実施している旨を、工事掲示板等公衆が見やすい場所に別紙4のとおり明示することとする。

（その他）

第9条 受注者は、この要領に定めのない事項またはこの要領に疑義を生じた事項については監督職員と協議すること。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 この要領の施行の際、執行中のものについては、従前の例によることができる。
- 2 この要領の施行の際、同一現場において、分離発注する工事で、既に発注した工事がある場合に、後から発注する工事については、この要領の施行後においても、従前の例によることができる。

週休2日制適用工事の実施に係る積算方法等

単価の補正方法等

(1) 複合単価

複合単価の労務単価は、以下の補正係数を乗じて補正する。

4週8休以上
1.05

※交通誘導警備員の労務単価についても同様とする。

(2) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格は、別表A、別表B及び別表Cの補正率を用いるものとし、採用する単価等に応じて以下の式により補正する。

①市場単価、補正市場単価

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

(参考)

「基準単価」、「基準補正単価」とは、「千葉県公共建築工事積算基準等資料」第4編第1章8

(3)による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、「千葉県公共建築工事積算基準等資料」第4編第1章8(3)口、基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、別表A、別表B及び別表Cの改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

②物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）

【新営工事の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【全館無人改修、執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

別表A 建築工事の補正率

工種	摘要※	4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.03	1.03
土工事		1.03	1.03
地業工事		1.03	1.03
鉄筋工事		1.04	1.04
コンクリート工事		1.04	1.04
型枠工事		1.03	1.03
鉄骨工事		1.04	1.04
既製コンクリート		1.03	1.03
防水工事	市場単価	1.02	1.09
防水工事（シーリング）	市場単価	1.04	1.17
防水工事	物価資料	1.02	1.02
石工事		1.02	1.02
タイル工事		1.03	1.03
木工事		1.02	1.02
屋根及びとい		1.02	1.02
金属工事	市場単価	1.02	1.11
金属工事	物価資料	1.02	1.02
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.04	1.04
左官工事(仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18
左官工事	物価資料	1.04	1.04
建具（ガラス）	市場単価	1.02	1.12
建具（シーリング）	市場単価	1.04	1.19
建具	物価資料	1.02	1.02
塗装工事	市場単価	1.04	1.18
塗装工事	物価資料	1.04	1.04
内外装工事	市場単価	1.03	1.15
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.02	1.10
内外装工事	物価資料	1.03	1.03
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.02	1.02
ユニットその他		1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03
舗装工事		1.02	1.02
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03

※「市場単価」:市場単価及び補正市場単価、「物価資料」:物価資料の掲載価格の補正率を示す。

なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

別表B 電気設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ボックス	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.03	1.17
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21
	ケーブルボックス	1.02	1.15
	ケーブルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.03	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.03	1.17
配線工事	600V絶縁電線及び 600V絶縁ケーブル	1.03	1.20
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票（金属製）	1.03	1.03

別表C 機械設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び 消音内貼	1.03	1.18
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト 及び低圧チャンパ-類	1.03	1.18
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパ-等の取付手間のみ	1.04	1.25
衛生器具設備 （ユニットを除く）	取付手間のみ	1.04	1.25

週休2日制適用工事 チェックリスト

工事名

受注者

工期

月日	曜日	計画上の 閉所日	実際の 閉所日	備考 (計画上の閉所日、実際の閉所日に差異がある場合に記載)
4月1日	月			
4月2日	火			
4月3日	水			
4月4日	木			
4月5日	金			
4月6日	土			
4月7日	日			
4月8日	月			
4月9日	火			
4月10日	水			
4月11日	木			
4月12日	金			
4月13日	土			
4月14日	日			
4月15日	月			
4月16日	火			
4月17日	水			
4月18日	木			
4月19日	金			
4月20日	土			
4月21日	日			
4月22日	月			
4月23日	火			
4月24日	水			
4月25日	木			
4月26日	金			
4月27日	土			
4月28日	日			
4月29日	月			
4月30日	火			
—	—	—	—	—

現場閉所日		
対象期間	30	30
現場閉所率 (%)		

第〇条 週休2日制適用工事

1. 本工事は、週休2日制適用工事(発注者指定方式)である。
2. 受注者は、原則週休2日制で施工すること。
3. 週休2日制の実施にあたっては、「習志野市週休2日制適用工事試行要領(営繕工事)」に基づき行うこと。

【工事掲示板】

週休2日制適用工事

この工事は、建設現場の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組んでいます。

施工体制系図

施工体制台帳